

大崎地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び大崎地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

①職員の採用状況（令和2年4月1日採用）（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
一般行政職	2	2	4
消 防 職	10	2	12
計	12	4	16

②職員の退職状況（令和元年度）（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
定年退職	5	0	5
勸奨退職	1	0	1
そ の 他	4	0	4
計	10	0	10

(2) 職員数

①職員の定数の状況（令和2年4月1日現在）（単位：人）

区 分	条例定数	職員数
管理者の事務部局の職員	119	91
議会の事務局の職員	2	2
教育委員会の事務局の職員	10	9
消防の事務部局の職員	338	320
監査委員の事務局の職員	1	1
計	470	423

②部門別職員数の状況（令和2年4月1日現在）（単位：人）

区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増減理由
	2年	元年		
一 般 行 政	議 会	2	2	0
	総 務	27	28	△1
	衛 生	56	57	△1
	消 防	315	309	6
	民 生	14	12	2
	計	414	408	6
特別行政	教 育	9	9	0
合 計		423	417	6

※それぞれの場所に勤務している職員数となります。

※派遣職員は総務に含まれます。

2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（令和元年度決算）

歳出総額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)	30年度の 人件費率
8,562,780 千円	86,992 千円	2,686,327 千円	31.4%	20.3%

(2) 職員給与費の状況（令和2年度当初予算）

職員数 A(人)	給 与 費				一人当り 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
426	1,413,214 千円	397,670 千円	565,871 千円	2,376,755 千円	5,579 千円

※職員手当には退職手当は含まれていません

2 職員の平均給与月額，初任給の状況

(1) 職員の平均給料月額，平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	287,170 円	328,927 円	42 歳 6 月
消 防 職	271,381 円	324,267 円	36 歳 11 月

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

一般行政職	上級職	182,200 円
消 防 職	初級職	150,600 円

※初任給（国と同額）は，卒業の年の4月1日採用を基準としています。

3 職員の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事，技師	20 人	19.6%
2 級	主事，技師	23 人	22.6%
3 級	係長，主査，技術主査	26 人	25.5%
4 級	主幹，技術主幹	13 人	12.6%
5 級	課長補佐，技術補佐，センター長	12 人	11.8%
6 級	課長，副参事，技術副参事	7 人	6.9%
7 級	事務局長，参事，技術参事	1 人	1.0%
計		102 人	100.0%

(2) 消防職の級別職員数（令和2年4月1日現在）

区分	階級（職務内容）	職員数	構成比
1級	消防士長，消防副士長，消防士	90人	28.1%
2級	消防司令補，消防士長，消防副士長，消防士	65人	20.3%
3級	消防司令，消防司令補，消防士長（係長，主査）	88人	27.5%
4級	消防司令長，消防司令（主幹，係長，主査）	40人	12.5%
5級	消防司令長（課長補佐，副署長，分署長，出張所長，指揮隊長，主幹）	23人	7.2%
6級	消防監，消防司令長（課長，署長，副参事）	11人	3.5%
7級	消防正監（消防長，次長，参事）	3人	0.9%
計		320人	100.0%

(3) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割されたところです。この目的を達成するために1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価（内申方式）し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給の区分（0号俸から8号俸）を決定することとしています。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和2年4月1日現在）

	期末手当	勤勉手当
6月期	1. 3月分	0. 9 5月分
12月期	1. 3月分	0. 9 5月分
計	2. 6月分	1. 9月分

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日・12月1日）以前の6か月以内の期間における勤務成績を総合的に評価し、「特に優秀な職員」・「優秀な職員」・「良好な職員」・「良好でない職員」の区分に応じて成績率を決定します。

(2) 寒冷地手当（令和2年4月1日現在）

地域の区分	地域	支給要件	手当額
4級地	大崎市 加美町 涌谷町 美里町	世帯主扶養有り	17,800円
		世帯主扶養無し	10,200円
		その他	7,360円

(3) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

手当の名称			主な支給対象職員	支給単価	
不快業務手当			一般廃棄物処理施設及び斎場に勤務する職員	月額 10,000 円	
児童福祉業務手当			大崎広域ほなみ園に勤務する指導員・保育士	月額 3,000 円	
			大崎広域ほなみ園に勤務する栄養士	月額 2,500 円	
			大崎広域ほなみ園に勤務する運転業務員等	月額 2,500 円	
消 防 業 務 手 当	出 動 手 当	水 ・ 火 災	機関員／普通	消防職員 1回につき 500 円	
			機関員／大型	消防職員 1回につき 800 円	
			救助隊員	消防職員 1回につき 600 円	
			その他の隊員	消防職員 1回につき 300 円	
	※ 1	救 急 業 務	機関員／普通	消防職員 1回につき 300 円	
			救急救命士 ※2	消防職員 1回につき 700 円	
			その他の隊員	消防職員 1回につき 200 円	
	潜水手当			潜水作業に従事した者	1回につき 3,000 円
	小型船舶手当			船舶操作作業に従事した者	1回につき 1,500 円

※1 管外出動は1回につき200円を加算する。

※2 高度救命措置を行った場合に限る。

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	54,951 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	129,907 円
支給実績（平成30年度決算）	46,322 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	111,880 円

(5) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給対象地域	支給率 ※
東京都のうち 特別区	20%
宮城県のうち 多賀城市	10%
宮城県のうち 仙台市 富谷町	6%
宮城県のうち 名取市 利府町	3%

※給料，管理職手当及び扶養手当の合計に支給率を乗じる。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価
扶養手当	1 配偶者 6,500 円 2 父母等 一人につき 6,500 円 3 子 一人につき 10,000 円 ※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日以後最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子一人につき 5,000 円加算
住居手当	借家、借間に居住している職員 ア 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 16,000 円 イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 $11,000 \text{ 円} + (\text{家賃} - 27,000 \text{ 円}) / 2$ (限度額 28,000 円)
通勤手当	1 交通機関等の利用者 1 か月に要する運賃等 (最も経済的かつ合理的なもの) で 55,000 円を限度として支給 2 自動車等の利用者 (片道 2km 以上) 使用距離 (片道) により、2,000 円 ~ 31,600 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、その勤務の特殊性に基づき支給 事務局長 消防長 53,000 円 参事 消防次長 42,000 円 課長 署長 39,000 円 副参事 32,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給 $\text{支給額} = \text{勤務 1 時間あたりの給料額} \times \text{支給割合 (135/100)} \times \text{勤務時間数}$
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給 $\text{支給額} = \text{勤務 1 時間あたりの給料額} \times \text{支給割合 (25/100)} \times \text{勤務時間数}$

(7) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	給料（月額） 報酬（年額）		期 末 手 当	副 管 理 者 （ 常 勤 ）	6 月期 1.7 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.4 月分
	報酬	216,000 円			
管 理 者	報酬	216,000 円			
副管理者	報酬	150,000 円			
副管理者(常勤)	給料	615,000 円			
教 育 長	報酬	102,000 円			
議 長	報酬	149,000 円			
副 議 長	報酬	130,000 円			
議 員	報酬	113,000 円			

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

- ①管理者の事務部局，議会の事務局，教育委員会の事務局，監査委員の事務局の職員
 (②，③の施設勤務者は除く)

区 分	始業時間	終業時間	休憩時間
一般行政職等	8:30	17:15	12:00 から 13:00

- ②管理者の事務部局の職員のうち，中央クリーンセンター勤務の職員

適用職員	勤務区分	始業時間		休憩時間
		始業時間	終業時間	
任命権者が命じる職員	日勤者	8:15	17:00	12:00 から 13:00
	交代制勤務	8:00	翌日の 1:00	勤務時間の途中に90分とし， その時限は業務の実情に応じ 課長が定める

- ③管理者の事務部局の職員のうち，東部クリーンセンター勤務の職員

適用職員	勤務区分	始業時間		休憩時間
		始業時間	終業時間	
任命権者が命じる職員	日勤者	8:15	17:00	12:00 から 13:00
	交代制勤務	11:00	翌日の 4:00	勤務時間の途中に90分とし， その時限は業務の実情に応じ 課長が定める

④消防の事務部局の職員

区分	始業時間	終業時間	休憩時間
毎日勤務	8:30	17:15	12:00 から 13:00
交代制勤務	8:30	翌日の 8:30	1 当務 2 時間 3 0 分 仮眠のための休憩時間帯（午後 9 時から翌日の午前 6 時まで）に通算し 6 時間

(2) 年次有給休暇（平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日）

年間 20 日の年次有給休暇が付与され、20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。

(3) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を取得することができます。

(4) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合には、特別休暇を取得することができます。

(5) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、連続する 6 月の期間内において介護休暇を取得できます。介護休暇により勤務しない期間は無給となります。

(6) 組合休暇

職員が登録された職員団体等の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合には、任命権者の許可を得て 1 年につき 30 日（1 日又は 1 時間の単位）を超えない範囲で組合休暇を取得できます。組合休暇により勤務しない期間は無給となります。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和元年度）

分限処分とは、職員が一定の事由により、その職責を十分に果たすことができない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反して不利益な変動をもたらす処分です。

処分の種類		降給	降任	休職	免職	合計
処分事由						
勤務業績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号 地公法第 28 条第 2 項第 1 号	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
条例で定める事由による場合	地公法第 27 条第 2 項	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計		0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
地公法第 28 条第 4 項により失職した者		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分（令和元年度）

懲戒処分とは、職員の地方公務員法第 29 条第 1 項各号に定める義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持するために、任命権者が職員の道義的責任を追及して制裁として科す行政上の処分です。

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由						
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要等

地方公務員法第30条のサービスの根本基準を基として、大崎地域広域行政事務組合サービス規則において「職員は、大崎圏域住民全体の奉仕者としての職責を自覚し、地方公務員法等の法令及び上司の職務上の命令に従い、誠実にして公正な職務の執行を怠らなければならない。職員は、その職務を行うに当たっては、常に創意工夫をめぐらして能率の発揮及び増進に努めるとともに、組合行政の民主的かつ能率的な運営に関して積極的に献策するように心がけなければならない。」とされており、下表は、地方公務員法で定められている義務や制限について示しています。

サービスの具体的な内容	法の規定
サービスの宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、任命権者が定める場合において、職務に専念する義務を免除されることがあります。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修状況（令和元年度）

ア 階層別・専門研修

部 門	研修数	受講者数
管理者の事務部局 議会の事務局 教育委員会の事務局 } の職員	18	37
消防の事務部局の職員	22	36

※受講者数はのべ人数

イ 大崎圏域市町職員研修会

部 門	受講者数
管理者の事務部局 議会の事務局 教育委員会の事務局 } の職員	12
消防の事務部局の職員	21

(2) 職員の勤務成績の評定状況（令和元年度）

評定基準日	評定の対象人数
令和 元年 12月1日	415人

(3) 職員の勤勉手当成績率判定の状況（令和元年度）

評定基準日	評定の対象人数
令和 元年 6月1日	416人
令和 元年 12月1日	415人

7 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 職員の福祉（令和元年度）

①健康診断実施状況

区 分	管理者の 事務局	議会の 事務局	教育委員会 の事務局	監査委員の 事務局	消防の 事務局
定期健康診断（人間ドック含む）	92人	2人	9人	1人	307人
胃がん検診	6人	0人	0人	0人	1人
子宮がん検診	8人	0人	0人	0人	4人
乳がん検診	5人	1人	0人	0人	1人

②共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、地方職員共済組合等が各種給付事業や福祉事業を行っています。

③公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行っています。

(2) 職員の利益保護（令和元年度）

職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

①勤務条件に関する措置の要求状況

継続件数	措置要求件数
0件	0件

②不利益処分に関する不服申立状況

継続件数	措置要求件数
0件	0件

※上記については公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告事項です。